

子育て世帯への臨時特別給付金支給事業

【児童課】

款	3 民生費	項	2 児童福祉費	目	12 子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費
大事業	子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費				

(単位：千円)

予 算 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
742,500	742,500				

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響を受け苦しんでいる子育て世帯の生活を支援する取組として、18歳までの子どもがいる世帯に対し、臨時特別給付金を支給する。

2 内容

(1) 支給対象者

ア 令和3年9月分の児童手当受給者

イ 令和3年9月30日時点で平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの児童を養育している者

ウ 令和3年10月1日から令和4年3月31日までに出生した新生児の児童手当受給者

※ ア・イ・ウとも特例給付受給者及び特例給付受給者に準ずる者を除く。

(2) 支給額

対象児童1人当たり5万円

(3) 支給時期

令和3年9月分の児童手当受給者（公務員除く）は、令和3年12月中に支給予定

※ 他の支給対象者については、口座確認等を行った上で、順次支給予定

(4) 事業費内訳

(単位：千円)

区 分	内 訳	事業費
給付金	児童手当支給対象者	12,000人×5万円
	上記以外の支給対象者	2,500人×5万円
事務費	需用費、役務費、委託料等	17,500
合 計		742,500